日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成30年３月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 30 年３月１日　　厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成

記

１．制定された日本工業規格

医用電気機器―第２―47部：ホルタ心電図システムの基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Ｔ60601―２―47
ヘルスソフトウェア―第１部：製品安全に関する一般要求事項	Ｔ82304―１

２．改正された日本工業規格

医療機器―品質マネジメントシステム―規制目的のための要求事項	Ｑ13485
医用電気機器―第１―２部：基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項―副通則：電磁妨害―要求事項及び試験	Ｔ0601―１―２
医用電気機器―第２―24部：輸液ポンプ及び輸液コントローラの基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Ｔ0601―２―24
単回使用手術用ゴム手袋	Ｔ9107
単回使用歯科用ゴム手袋	Ｔ9113
単回使用歯科用ビニル手袋	Ｔ9114
単回使用検査・検診用ゴム手袋	Ｔ9115
単回使用検査・検診用ビニル手袋	Ｔ9116

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成30年３月１日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 30 年３月１日　　厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成

記

廃止された日本工業規格

長時間心電図携帯形記録装置（ホルタ心電計）	Ｔ1117

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成28年３月26日付けをもって指名した者及び当該指名した者の辞任に伴いその後任として指名した者（関係労働者を代表する者各２人及び関係事業主を代表する者各２人）については本年３月25日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 30 年３月１日
厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、次の⑴又は⑵いずれかに該当するものであること。

⑴　労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

⑵　雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成30年３月12日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名
印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者／事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

平成 30 年３月１日　　法　務　省

１　公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間

⑴　受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間
平成30年３月６日（火）午前８時30分から同月27日（火）午後５時15分まで

⑵　受付法務局における公証人採用申込願書受付期間
平成30年３月13日（火）から同月27日（火）まで（土、日及び休日を除く。）の午前８時30分から午後零時まで及び午後１時から午後５時15分まで

２　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
東京法務局	本局管内　千代田区	１人	平成30年８月１日
	本局管内　品川区	１人	平成30年８月１日
	本局管内　中央区	１人	平成30年11月６日
横浜地方法務局	川崎支局管内　川崎市高津区	１人	平成30年11月15日
宇都宮地方法務局	本局管内　宇都宮市	１人	平成30年８月１日